

自己資本の構成に関する開示事項 (平成25年 3月末 連結)

(平成19年金融庁・農林水産省告示第6号, 附則別紙様式第2号)

(単位: 百万円, %)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
普通出資に係る会員勘定の額	4,480,442	1a+2-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,400,930	1a
うち、利益剰余金の額	1,130,518	2
うち、外部流出予定額()	51,006	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,179,611	3
普通出資等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,744	-
うち、少数株主持分に係る経過措置により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,744	-
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,484,187	6
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	-	41,841 8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	17,561 8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	-	24,280 9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	- 10
繰延ヘッジ損益の額	-	65,362 11
適格引当金不足額	-	38,219 12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	- 13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	- 14
前払年金費用の額	-	- 15
自己保有普通出資 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	- 16
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	- 17
少数出資金金融機関等の普通出資の額	-	- 18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	- 19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	- 19
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 20
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	- 22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	- 23
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 24
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 25
その他 Tier1 資本不足額	-	- 27
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	- 28
普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,484,187	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目		
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,000	31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,504	34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	764	33+35
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	764	33
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	20	-
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	20	-
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	52,248	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	- 37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	- 38
少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	- 39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	35,863 40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	19,109	-
うち、適格引当金不足額の50%相当額	19,109	-
Tier2 資本不足額	-	- 42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	19,109	43
その他 Tier1 資本	-	-
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	33,138	44
Tier1 資本	-	-
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	4,517,326	45

Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	102		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,382,406		47+49
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,382,406		47
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	15		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	15		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	770,801		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	770,801		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,153,325		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	72,534		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額	17,561		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	19,109		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	35,863		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	72,534		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額(チ)-(リ))	(ヌ)	2,080,791	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)	6,598,117	59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	24,280		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係る額	24,280		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	28,000,947		60
連結自己資本比率			
連結普通出資等 Tier1 比率(ハ)/(ヲ))	16.01%		61
連結 Tier1 比率(ト)/(ヲ))	16.13%		62
連結総自己資本比率(ル)/(ヲ))	23.56%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	487,531		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	43,592		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限り。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	15		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	98		77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	150,438		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	764		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	84		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,382,406		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	153,600		85